

e-COは、これまでの紙の原産地証明書と同様、協定及び関税関係法令に規定する原産地証明書として扱われます。

✓e-COの税関への提出について

- 紙の原産地証明書と同様、EPA税率を適用しようとする貨物に係る輸入申告の際にe-COを税関に提出することとなります。
- e-COの内容について、紙の原産地証明書と同様、申告貨物との同一性（輸出入者、インボイス情報等）及び原産性（HS番号、特惠基準等）に関する不備がないか、輸入申告前に必ずご確認ください。

✓その他

- 紙の原産地証明書と同様、輸入申告で税関に提出したe-COについて、その控えを輸入者が保存する義務はありません。
- 税関は、e-COを利用して輸入された貨物についても、必要に応じて、EPAに基づく原産品であるか否かの確認（事後確認）を行います。
- 希望する場合には、従来どおり、紙の原産地証明書を輸入申告の際に提出することも可能です。

※2024/1/1より、インドネシア発給機関側は日本向けの輸出について、eC/Oの使用を義務化し紙の原産地証明書を廃止しております。具体的な取扱いは税関にお問い合わせください。